**平成２９年（フ）第１１８号**
三重県三重郡川越町大字豊田一色445番地５　山本アパート　２号室
債務者　馬場日出子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１１９号**
三重県三重郡朝日町大字小向735番地１
債務者　寺本　莉菜
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１２０号**
三重県四日市市小林町3023番地２
債務者　杉原　秀彰
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第３６１号**
京都市北区大宮玄琢北東町２番地12　マンションニュー北山103、前住所京都市中京区木屋町通二条下る上樵木町496番地　アイル竹嶋405
債務者　溝川　祐子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６２８号**
京都市山科区上花山坂尻25番地　キンキビル31号室
債務者　辻井　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第６４２号**
京都府八幡市八幡垣内山31番地の２　ヴィラメゾン312　Ｂ―103
債務者　山﨑　久子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第７００号**
京都府城陽市枇杷庄知原１番地の27
債務者　池田　恵一
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第７４５号**
京都市山科区勧修寺堂田13番地１　市住４棟203号
債務者　片岡佐代美
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第７５３号**
京都市伏見区醍醐高畑町68番地　ホワイトハウス509号
債務者　中島新太郎
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第３７３号**
兵庫県西宮市津門綾羽町６番35号　グリーンハウスアヤハ102号
債務者　田邉祐佳里
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第４０４号**
兵庫県尼崎市東園田町７丁目10番地の９
債務者　小松　定枝
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１２６号**
愛媛県松山市太山寺町981番地24
債務者　日野　悦子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１６７号**
愛媛県松山市天山３丁目１番13号　天山運輸ビル301号
債務者　金子恵美子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１２６号**
佐賀市鍋島町大字蛎久１番地　植木団地221号
債務者　杉野　　勉
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１２７号**
佐賀市鍋島町大字蛎久１番地　植木団地221号
債務者　杉野　静加
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第７号**
長崎県対馬市厳原町曲397番地、前住所長崎県対馬市厳原町小浦410番地
債務者　梅野　権吉
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２９年（フ）第２０２号**
宮崎市大塚町八所3655―１　有料老人ホーム優・悠・大塚、住民票上の住所宮崎市淀川２丁目７番27号　第３アオイコーポ205号
債務者　幸村　秀敏
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで　宮崎地方裁判所破産係